

○千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和5年10月17日条例第30号）

---

（立入検査）

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特定再生資源屋外保管業を行っていると思われる者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。